

災害対策支援金交付細則

平成17年 6月24日
改正 平成26年 6月12日
改正 令和 6年12月13日
改正 令和 8年 3月25日

(趣旨)

第1条 この細則は、一般財団法人全国市町村振興協会災害対策支援金交付規程（平成17年規程第77号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「全国協会」という。）が都道府縣市町村振興協会（以下「地方協会」という。）を通じて被災市町村等に交付する災害対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 規程第3条に規定する国及び都道府県による復興支援のための特別の措置が講じられる災害とは、復興のための基金が設置され、基金設置に対する地方財政措置が講じられるもの及び復興支援のための宝くじの発行が行われるもの等とする。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、被災状況が次表に掲げる人的被害、住家被害及び避難者数のいずれか一つに該当する場合に、支援金欄に掲げる額を基準として決定するものとする。

人的被害 (死者・行方不明者数)	1,000人以上	500人以上 1,000人未満
住家被害 (全・半壊棟数)	5万棟以上	1万棟以上 5万棟未満
避難者数	15万人以上	10万人以上 15万人未満
支援金	5億円以内	3億円以内

(注) 1 半壊棟数は、その1/2を全壊棟数に加算するものとする。

2 避難者数は、ピーク時の避難者数とする。

2 支援金の額は、原則として被災市町村が所在する地方協会の支援金の額の範囲内とする。

(支援金の交付)

第4条 支援金は、全国協会理事長が定める期間内に地方協会を通じて交付するものとする。

附 則

この細則は、平成17年6月24日から施行し、平成16年10月23日以降に発生した災害に係る支援金から適用する。

附 則 (平成26年 6月12日改正)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和 6年12月13日改正）
この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 8年 3月25日改正）
第1条 この細則は、令和8年4月1日から施行する。
第2条 この細則の施行後5年を目途として、この細則による改正後の規定の実
施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。